

平成28年4月1日

山陽小野田市立山口東京理科大学「研究行動憲章」

私たち、山陽小野田市立山口東京理科大学において研究を遂行する教職員と学生、ならびに研究に関する業務を行う教職員は、その社会的責任の重さを自覚し、本学の使命を十分に果たすために、以下の全条文を銘記し、正しく理解した上で行動します。

- 1) 私たちは、「建学の精神」（理学の普及をもって国運発展の礎となす）を堅持し、「実力主義」の伝統の基に、良心（Conscience）に基づく科学（Science）を重視した教育と研究を実践します。
- 2) 私たちは、地球の持続的な発展と人類・世界の繁栄を目標とし、我が国及び世界の科学・文化を築くために、さらなる社会貢献に努めるとともに、地域社会と積極的に連携して、地域の発展に寄与します。
- 3) 私たちは、「学問の自由」の原則に基づき、人類共通の財産となる知識を蓄積し、次世代の人材を育成するという大学の使命を果たすべく、高い倫理観を保持しつつ、教育と研究に尽力します。
- 4) 私たちは、研究におけるあらゆる不適切、不正な行為が社会に対する背信行為であり、研究活動そのものの存続を危うくするという認識の基に、研究報告の捏造、改ざん、盗用を行わないばかりか、常に科学的根拠を明らかにし、説明責任を果たします。
- 5) 私たちは、研究資金が多くの人々の期待と信頼の基に、社会から付託されたものであることを認識し、研究費の不適切な使用や不正行為を根絶するよう努めます。
- 6) 私たちは、この憲章を全学に周知徹底し、全教職員共々遵守します。
- 7) 私たちは、この憲章に反するような事態が生じた場合には、本学は法令、学内規程、規則にしたがって厳正に対処し、速やかに社会に対する情報の公開と説明責任を果たします。さらに本学は、学内規程により関係者を厳正に処分するとともに、再発防止のための処置を行います。